

質 疑 回 答 書

1 件 名 令和2年度市内LANクライアントPC賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 越谷市役所および出先機関

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 長期継続契約と記載ございますが、翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には、損害賠償について協議頂けるとい認識でよろしいでしょうか。	A 1 : お見込みのとおりです。越谷市賃貸借契約約款（長期継続契約による特約事項）第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。 なお、本市契約約款については、越谷市ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております。
Q 2 : 新型コロナウイルス感染拡大等により、万が一納品遅延が発生した場合、貴市と納入会社様間で直接解決して頂き、リース会社に責はないという認識でよろしいでしょうか。また指名停止等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	A 2 : 納品遅延等の発生時には、リース会社様が納入業者様と協議していただくこととなります。 また、納入遅延の場合のリース会社様に対するペナルティについては、「賃貸借契約約款」第13条に基づく対応となります。さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大の理由のみによる納品遅延と認められる場合は、指名停止措置は行いません。

Q 3 : 撤去については「本市の指定に基づいて本契約を請けた者が行うこと」との記載がありますが、撤去とデータ消去は受注者の責任において、受注者から撤去・データ消去を行う会社への委託によって実施してもよろしいでしょうか。

A 3 : お見込みのとおりです。撤去とデータ消去は受注者の責任において、撤去・データ消去を行う会社に委託しても問題ありません。

ただし、第三者に委託する場合、契約後、書面により発注者の承諾を得る必要があります。

【参考】「個人情報取扱特記事項」抜粋
(再委託等の禁止等)

第 8 条 受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者(受注者の子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の承諾があったときは、第三者に再委託をすることができる。この場合において、受注者は、発注者との契約書等と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結しなければならない。

Q 4 : 動産総合保険は一般的な条件(保証額が低減していく)のものでよろしいでしょうか。

A 4 : 当市の賃貸借契約約款において受注者の費用で動産総合保険を付することが規定されております。保険の条件については、左記のとおりで問題ありません。

Q 5 : 機器明細の物件ごとの金額について開示いただけないでしょうか？

A 5 : 開示の予定はありません。

Q 6 : 撤去時検品を実施する場合は市役所会議室で実施することとの記載がありますので各所から貴市会議室への集積は貴市で実施して頂けるという認識でよろしいでしょうか。

A 6 : 設置場所からの取り外しについては、別途市側で契約する委託事業者にて行い、市役所の会議室の1ヶ所に纏めます。

よって、設置場所からの撤去費用については見積価格に含める必要はございません。

Q 7 : 設置場所は越谷市役所および出先機関とのことですが、住所を開示頂けませんでしょうか。

Q 8 : 賃貸借終了後の機器撤去作業およびデータ消去作業は、賃貸人が越谷市の承諾を得たうえで、第三者に委託することが可能でしょうか。

Q 9 : データ消去作業については、機器引取後の実施でよろしいでしょうか。

Q 7 : 現在想定している物件の設置場所については、市役所および出先 2 3 ヶ所となります。設置場所の詳細については契約締結後、提供いたします。

なお、納入については、市役所の会議室で行うものとし、各設置場所への展開については、本件とは別の委託契約で実施します。

Q 8 : A 3 のとおりです。

Q 9 : 市役所の会議室に 1 ヶ所に纏めますので、そちらでの検品、データ消去作業となります。時間的に不可能な場合は、作業者、作業期間、所在等を明確に提示いただき、協議の上での作業となります。